

令和6年第4回定例会
市民経済委員会
議案第83号 資料

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

議案審査資料

目 次

1. 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）	1
2. 国民健康保険の財政運営について	2
3. 国民健康保険特別会計について	3
4. 流山市国民健康保険の現状について	4
5. 赤字繰入について	5
6. 流山市の保険料について（3区分合計）	6
7. 令和7年度 後期高齢者支援金分の新料率について	7
8. 新保険料率適用後の世帯人員別・所得段階別増加額	8
9. 新保険料率適用後の県内比較及び保険料収入・赤字繰入の見込み	9
10. 国民健康保険運営協議会での審議・答申について	10

1. 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

（1）流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。
- 今回の議案は、保険料3区分のうち、**令和7年4月1日から後期高齢者支援金分の所得割及び被保険者均等割を引き上げるため**、流山市国民健康保険条例（平成3年条例第6号）の一部を改正するものです。
- **保険料率は、現行の所得割2.20%を1.03%引き上げ、3.23%とし、均等割5,500円を7,200円引き上げ、12,700円とします。**

【改正前：3区分別保険料】		【改正後：後期高齢者支援金分 保険料】		
区分	所得割	均等割	平等割	
医療分	7.3%	19,200円	15,600円	
後期分	2.2%	5,500円	—	
介護分	1.6%	12,600円	—	

現料率と比較 **+1.03%** **+7,200円**

【新旧対照表】

改正前	改正後
(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第16条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第16条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 <u>100分の2.2</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>5,500円</u>	(1) 所得割 <u>100分の3.23</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>12,700円</u>

（2）改正後の保険料増額等について

- 現状の被保険者及び所得に新料率を適用した結果、**保険料収入額が約3.3億円増加する見込み**となります。

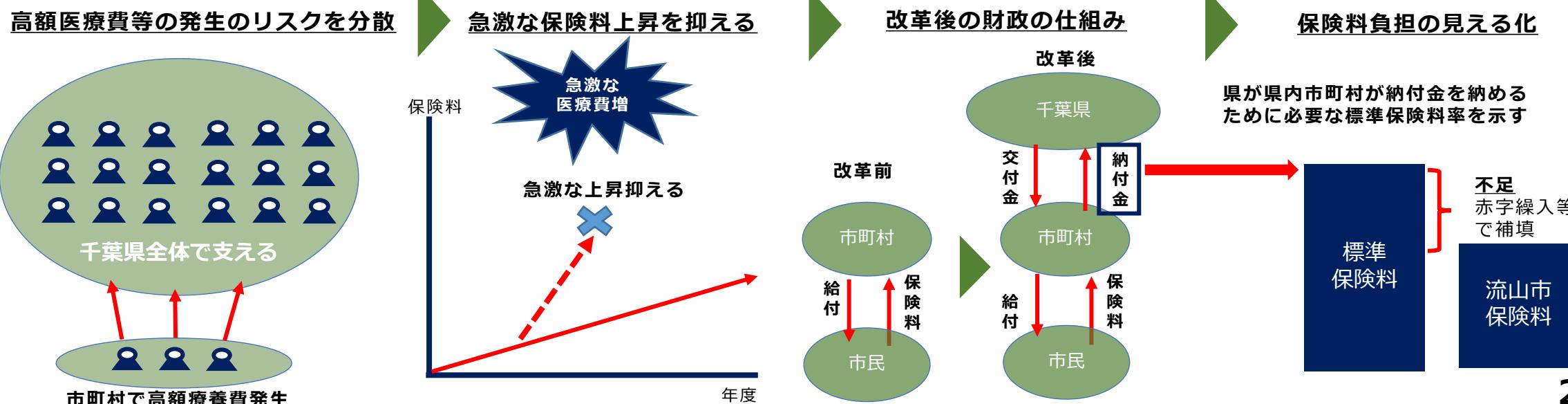
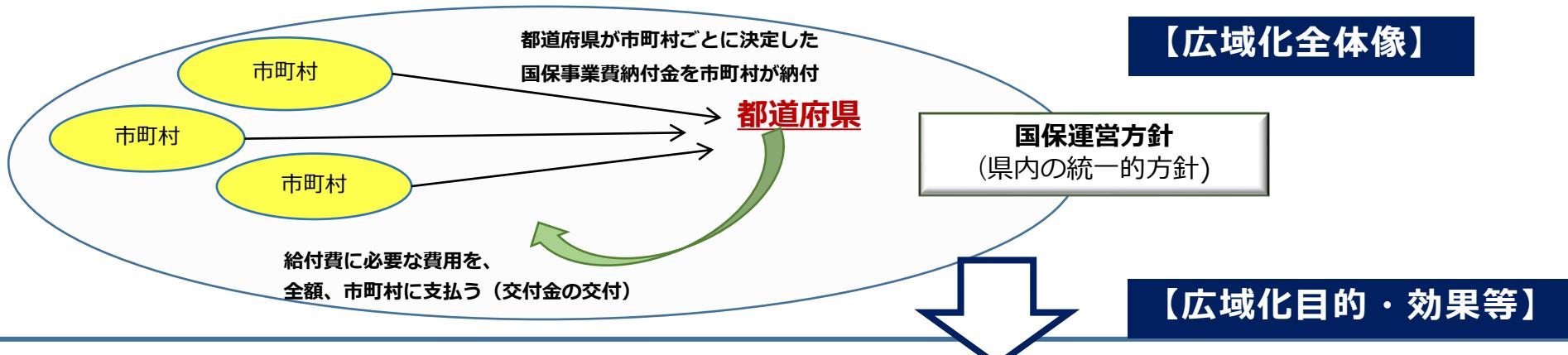
※ ただし、令和7年度の保険料収入増額は、被保険者数の変化及び社会経済情勢等により見込みと異なる可能性があります。

- また、**1人当たり平均保険料の増額は、年間11,923円、月額994円**となります。

項目	新料率適用後
1人当たり平均保険料増額	年 11,923円 月 994円
1人当たり平均保険料額	年 115,322円
保険料収入増額	329,597,710円

2. 国民健康保険の財政運営について

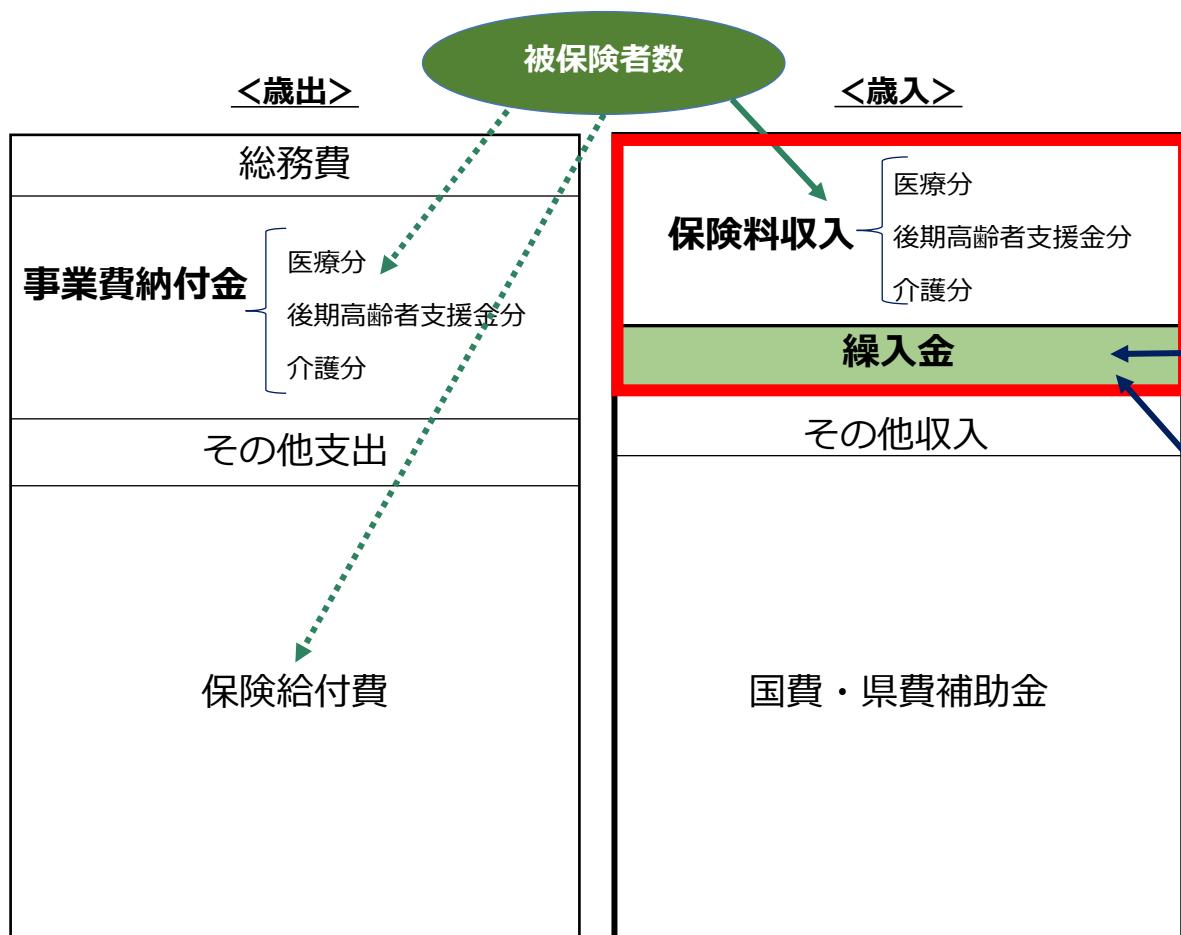
- 平成30年度の国保運営の広域化（市町村単位から都道府県単位へ）以降、県が市町村ごとに医療費水準や所得水準等に応じた事業費納付金の額を決定し、市町村は県から示された事業費納付金を県に納める仕組みとなっています。
(=医療分の場合。事業費納付金は医療分のほか、後期高齢者支援金分と介護納付金分の合計3区分で構成されています。)
- そして、県は市町村が納付した事業費納付金を財源として、保険給付費に必要な費用を全額、市町村に対して支払うこととなり、個々の市町村の保険給付費の増減が、直接的に個々の市町村の収支に影響を及ぼさない仕組みとなっています。
➡ 高額医療費等の発生などの多様なリスクを県全体で分散。 ➡ 急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなる。
- また、県が県内市町村に対し、納付金を納めるために必要な市町村ごとの標準保険料率を提示・公表することで、保険料負担が見える化されました。



3. 国民健康保険特別会計について

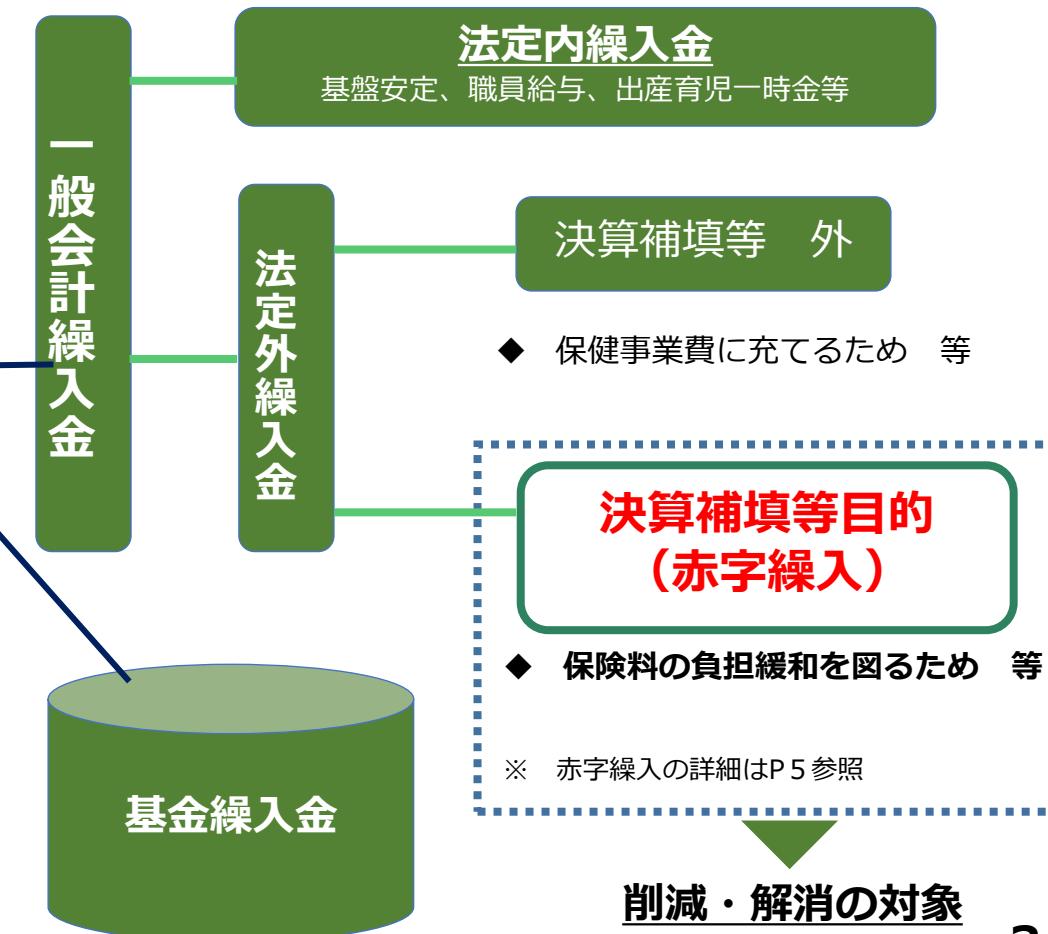
(1) 国民健康保険特別会計の仕組みについて

- 国民健康保険は、法令上、一般会計と区分して特別会計を設けて経理するため、独立採算が原則です。
- 具体的には、必要な歳出として求められる県への**事業費納付金等**に見合った**保険料収入等**を確保する必要があります。
- なお、保険給付費（医療費の市負担分）については、全額県の補助金により賄われるため、直接的に収支に影響は及ぼしません。



(2) 繰入金の仕組みについて

- 繰入金は、「基金からの繰入金」と「一般会計からの繰入金」があります。
- また、一般会計からの繰入金は「法定内繰入」と「法定外繰入」に大別されます。
- さらに、法定外繰入は、「決算補填等外繰入」（赤字外繰入）と「決算補填等目的繰入」（赤字繰入）に分かれます。



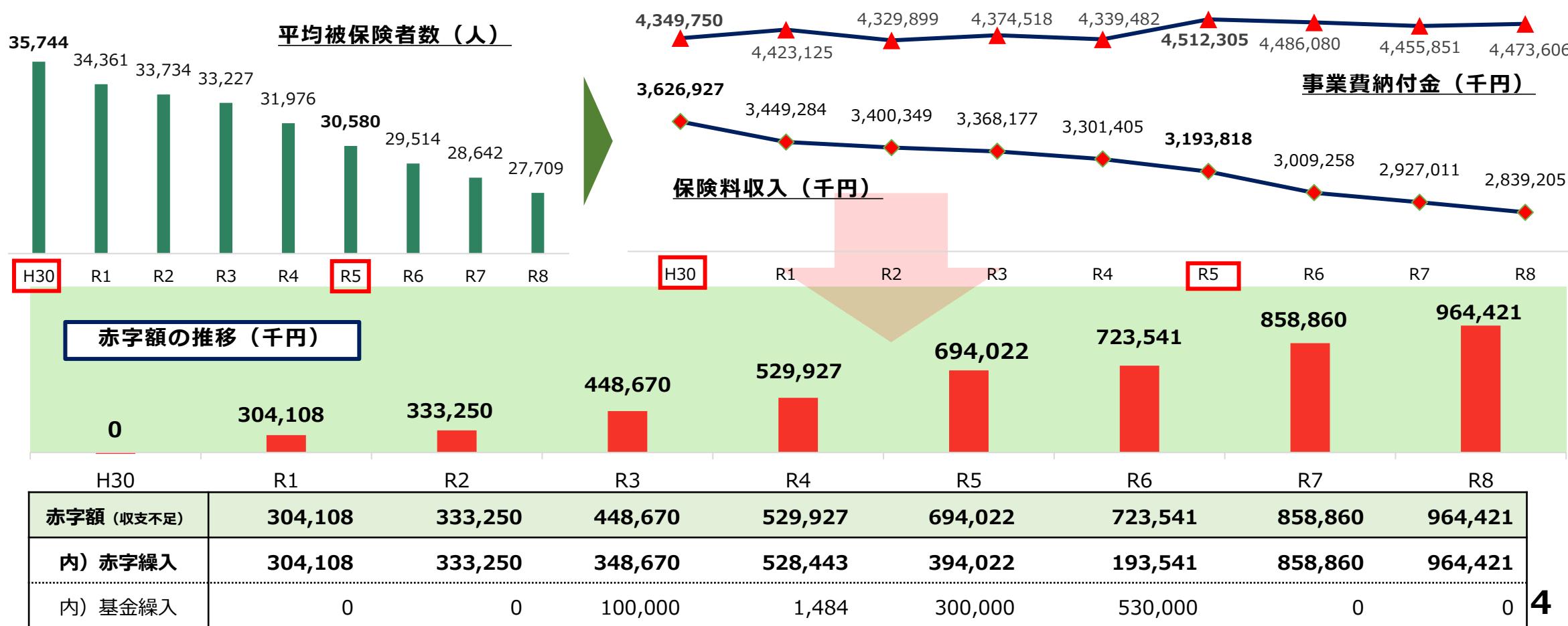
4. 流山市国民健康保険の現状について

- 本市国民健康保険は、被保険者数の減少により保険料収入が減る一方、千葉県に支払う事業費納付金は高止まりしており※、国保特別会計の収支不足（赤字）は年々増加しています。➡ 平成30年度から令和5年度までの間に、平均被保険者数は5,164人の減少、保険料収入は約4億3千万円減少、事業費納付金は約1億6千万円の増加。

※ 1人当たりの事業費納付金が増加していること、高齢化に伴い後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度への拠出）の事業費納付金が増加していること等が高止まりの要因となっています。

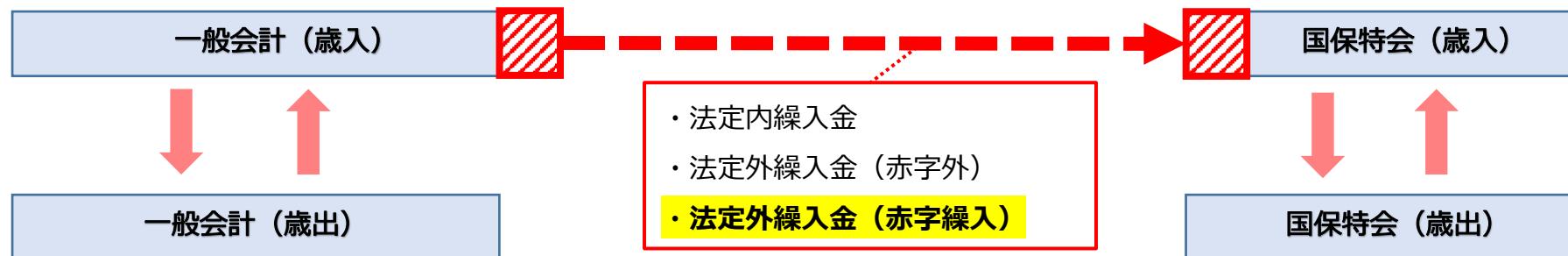
- 当該赤字は一般会計からの赤字繰入と国保の基金取り崩しで補ってきましたが、令和6年度に基金を概ね全額取り崩す予定であり、国保財政は厳しい状況にあります。
- そのため、本市は第2期事業財政健全化計画（令和6年度から11年度）を策定し、赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率を設定することを方針としました。

下記数値は令和5年度までは実績値、令和6年度は9月補正後の予算額等、令和7年度及び8年度は推計値



5. 赤字繰入について

- 市の会計は、①一般会計 ②特別会計 ③企業会計 の3つに大別され、会計ごとに、歳入と歳出を収支均衡させる「独立採算」が原則です。
- 国保事業は特別会計が設けられているため、国保関連の歳入（保険料、交付金等）により国保関連の歳出（事業費納付金、保険給付費等）を賄うことが原則です。⇒「給付」と「負担」の対応関係が明瞭に
- 一方で、流山市国保は現在、一般会計から繰入を行っています。



- 法律に繰り入れることが明記されている「法定内繰入金」に対し、「法定外繰入金」は法律の定めによらず、市町村の判断で独自に行う措置とされており、特に赤字繰入については国等から削減・解消するべきものとされています。
- 本来、保険料で確保すべき収入部分を赤字繰入で賄うことにより、結果的に国保被保険者の負担緩和につながっています。
- 一方で、繰入金の財源として一般会計の歳入（税収入等）が用いられているため、国保以外の流山市民も実質的に負担していることとなります。 → 保険料の2重負担

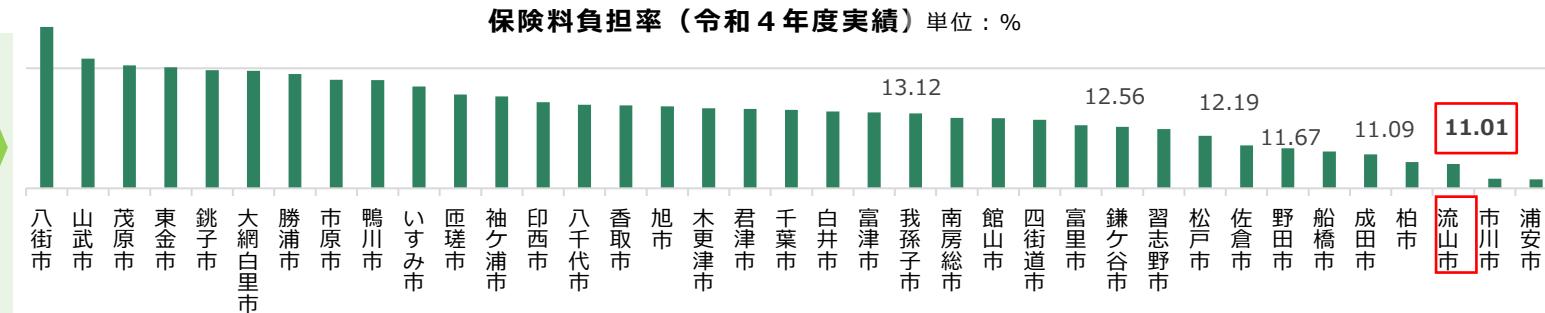


6. 流山市の保険料について（3区分合計）

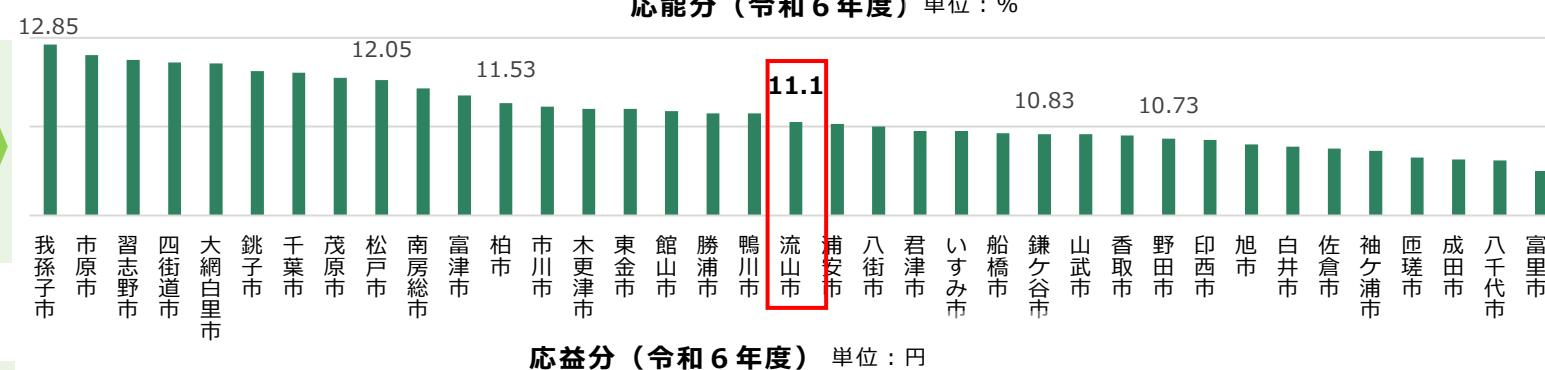
（1）千葉県内37市比較

- ① 保険料負担率（所得に占める保険料額の割合）は37市中3番目の低さとなっています。

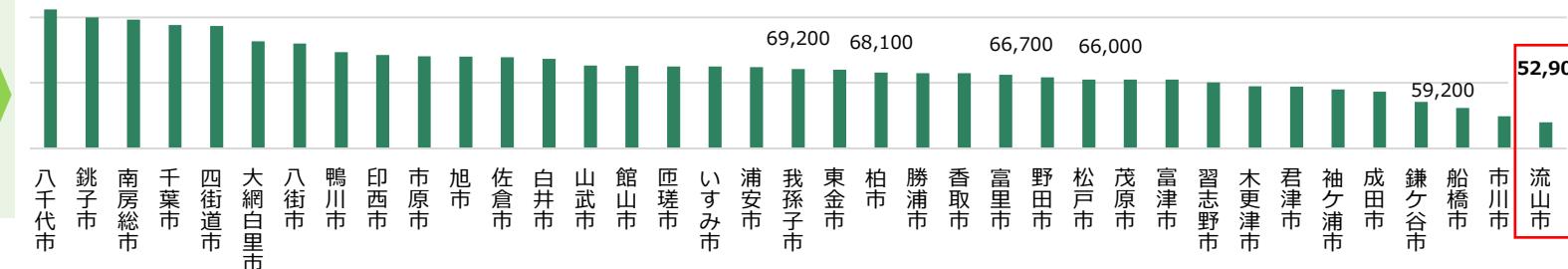
※現時点で県から提供されている最新の各市保険料負担率は令和4年度実績の数値となります。



- ② 経済的負担能力に応じて賦課される部分として所得割等の「応能分」は37市中19位と中位となっています。



- ③ 平等に被保険者又は世帯が負担することとなる均等割及び世帯別平等割の「応益分」は37市中最も低くなっています。



（2）標準保険料との乖離

- 納付金を賄うための保険料の参考として県が示す「標準保険料」と本市保険料を比較すると1人当たり31,873円の乖離が生じています。

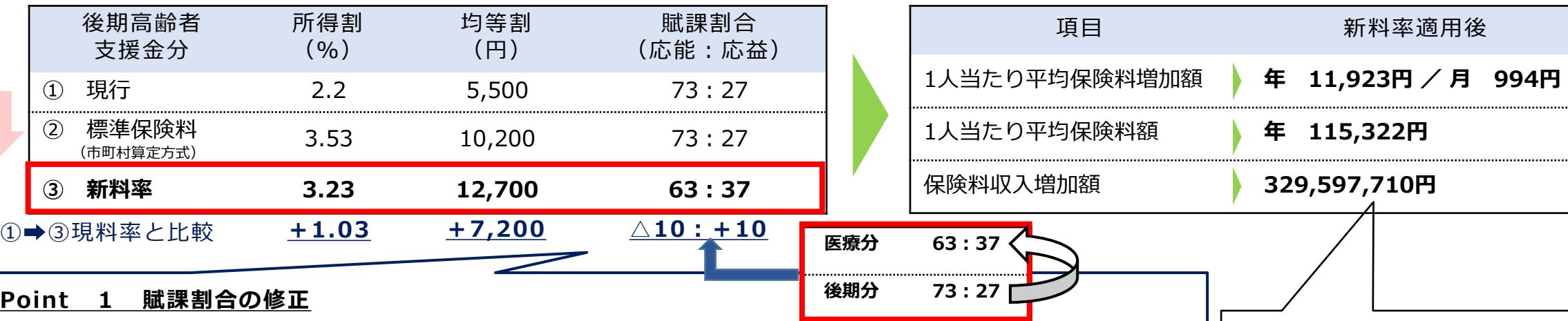
※ 「本市保険料」とは保険料調定額のこと

- 令和6年度の保険料3区分(医療分・後期分・介護分)別の1人当たりの標準保険料と本市保険料を比較すると後期分の乖離額等が最も大きくなっています。



7. 令和7年度 後期高齢者支援金分の新料率について

- 千葉県は県内市町村の令和12年度までの赤字繰入解消、令和12年度以降の県内保険料完全統一化を目指しているため、**本市保険料と県が示す標準保険料の乖離を是正する必要があります。**
- そのため、まずは、1人当たりの標準保険料と本市保険料の乖離額等が最も大きい**後期高齢者支援金分について、標準保険料に近づけた新料率を適用します。**（医療分及び介護分は据え置き）
- 現状の被保険者及び所得に新料率を適用した結果、**保険料収入額が約3.3億円増加する見込み**となります。
※ ただし、令和7年度の保険料収入増額は被保険者数の変化及び社会経済情勢等により見込みと異なる可能性があります。
- また、**1人当たり平均保険料の増加額は、年間11,923円、月額994円**となります。



Point 1 賦課割合の修正

- 本市の賦課割合(応能と応益が占める割合)は県平均と比べ、特に「後期高齢者支援金分」について応能(所得割)偏重となっています。→ 中間所得者層に重い負担
- また、**県内保険料統一化**に向け、賦課割合を「**県標準割合**」へ近づける必要があります。
- 標準保険料には以下の2通りがあります。
 - 賦課割合について**県標準割合へ修正** $(56 : 44) =$ **県算定方式の標準保険料率**
 - 賦課割合について**現行の流山市割合を維持** $(73 : 27) =$ **市町村算定方式の標準保険料率** ※上表②
- 県内保険料統一化に向けては「**県算定方式の標準保険料率**」に近づける必要がありますが、賦課割合を県標準割合(56 : 44)とすると均等割等からなる応益分が大幅に増加し、低所得者層への負担が大きくなります。
- そこで、今回、後期高齢者支援金の「**市町村算定方式の標準保険料率**」から、本市「**医療分**」と同割合である応能応益割合を**63 : 37**（応能を△10%修正）とした新料率とし、引き続き低所得者層へ配慮しつつ、賦課割合を県標準割合へ近づけるものとします。

Point 2 収入増額の規模

- 新料率適用後の**保険料収入増額**約3.3億円は、第2期事業財政健全化計画中間見直し年度（令和8年度）の赤字繰入想定額約9.6億円の1/3にあたる約3.2億円と同規模となります。

8. 新保険料率適用後の世帯人員別・所得段階別増加額

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	7.3%	19,200円	15,600円
後期分	3.23%	12,700円	—
介護分	1.6%	12,600円	—

- 新保険料率適用後、所得区分が最も低い保険料7割軽減世帯（1人世帯）は年間2,200円増加、月額は183円の増加となり、近隣市比較では鎌ヶ谷市を除けば最も低い保険料となっています。
➡ 新料率適用後も本市の保険料は引き続き低所得者層に配慮した料率設定となっています。
- また、我孫子市と松戸市は新保険料適用後も全ての所得層で流山市に比べて保険料が高くなるほか、柏市でも主に低所得者層で流山市より保険料が高い状況です。

【医療分、後期分及び介護分合計】

→ 改定後保険料が「+」流山より高い 「△」流山より低い

世帯構成	所得	軽減	現行保険料（円）	改定後保険料（円）	増加額（円）		増加率（%）	我孫子	松戸	柏	鎌ヶ谷	野田
					年間	月額						
1人	43万	7割	15,700	17,900	2,200	183	14.01%	+2,700	+1,900	+2,400	△ 200	+1,900
	72万	5割	58,500	65,100	6,600	550	11.28%	+6,600	+2,600	+2,300	△ 4,300	△ 800
	96.5万	2割	101,500	112,800	11,300	941	11.13%	+11,100	+4,300	+3,200	△ 7,600	△ 2,100
	300万	—	338,100	371,800	33,700	2,808	9.96%	+27,500	+3,800	△ 7,600	△ 34,400	△ 29,500
	600万	—	671,100	735,700	64,600	5,383	9.62%	+49,100	+1,400	△ 25,600	△ 73,400	△ 71,500
	800万	—	893,100	961,100	68,000	5,666	7.61%	+18,800	+17,000	△ 22,000	△ 82,200	△ 103,500
2人	43万	7割	27,000	31,300	4,300	358	15.92%	+3,500	+2,900	+5,700	△ 2,300	+1,200
	101万	5割	109,300	122,500	13,200	1,100	12.07%	+10,000	+4,100	+6,100	△ 11,500	△ 6,100
	150万	2割	190,800	213,300	22,500	1,875	11.79%	+16,900	+6,700	+8,700	△ 20,100	△ 11,500
	300万	—	375,400	416,300	40,900	3,408	10.89%	+29,900	+7,300	+3,300	△ 41,300	△ 31,900
	600万	—	708,400	780,200	71,800	5,983	10.13%	+51,500	+4,900	△ 14,700	△ 80,300	△ 73,900
	800万	—	930,400	992,900	62,500	5,208	6.71%	+23,400	+33,200	△ 13,400	△ 76,400	△ 105,800

※ 所得は基礎控除前の総所得金額です。

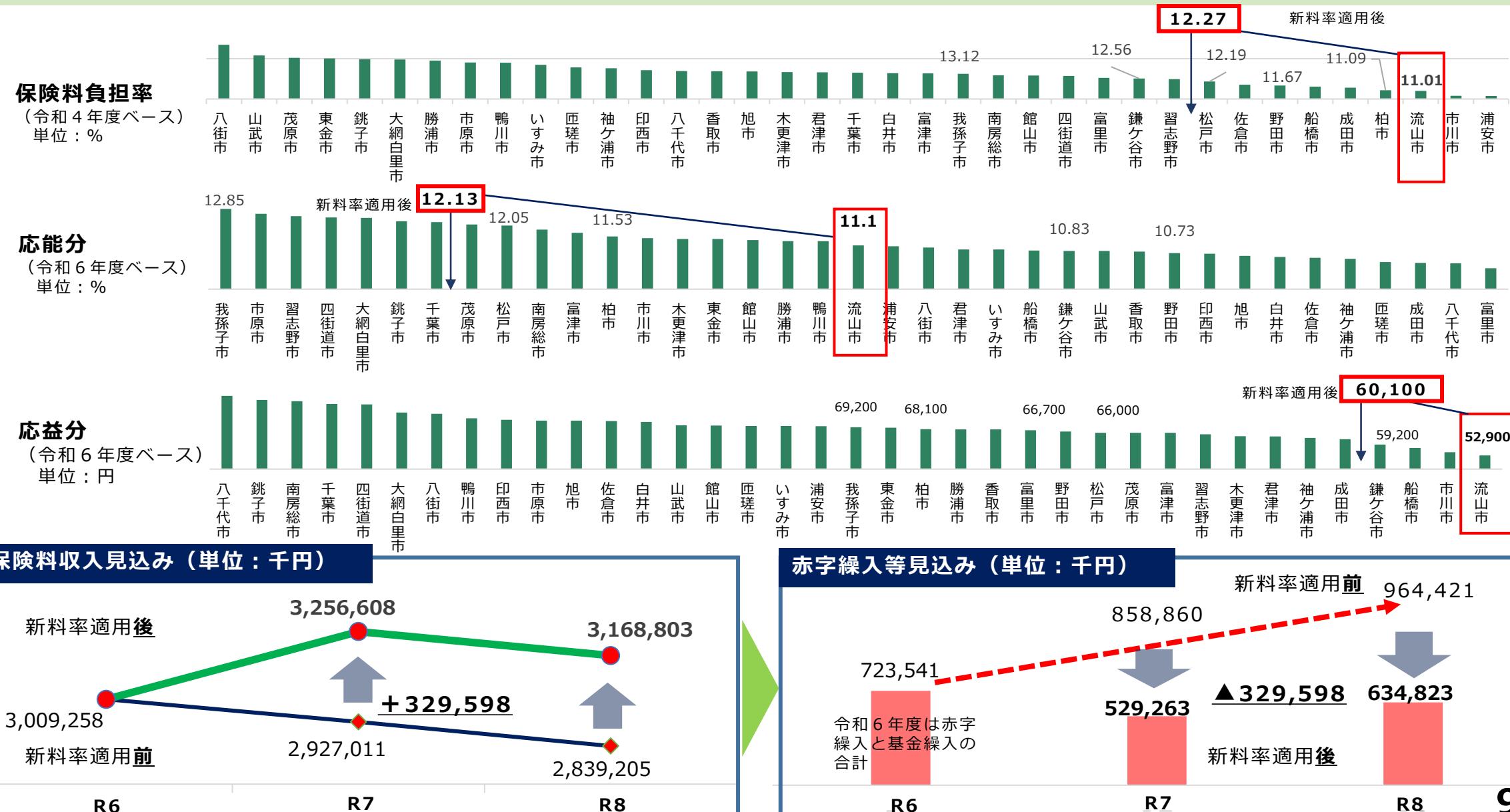
※ 流山市国保は1～2人世帯で約9割を占めています

※ 世帯を構成する人全員に介護分がかかる場合の保険料です。

9. 新保険料率適用後の県内比較及び保険料収入・赤字繰入の見込み

- 新料率適用後、保険料負担率は37市中29位、所得割等の「応能分」は8位、均等割及び世帯別平等割の「応益分」は34位となる見込みです。
- 新料率適用後、保険料収入は約3.3億円増加見込みとなり、赤字繰入は同額程度削減される見込みです。
- そのため、赤字繰入は令和7年度は約5.3億円、令和8年度は約6.3億円となる見込みです。

※ ただし、保険料収入は被保険者数の変化により、実際は推計と異なる場合があります。また、赤字繰入は実際は保険料収入のみで上下するわけではなく、事業費納付金や国庫補助等の金額の変化によって上下する場合があります。



10. 国民健康保険運営協議会での審議・答申について

諮詢から答申までのスケジュール

令和6年5月17日（金）：第1回運営協議会 訒問・説明・審議／6月21日（金）：第2回運営協議会 審議
7月5日（金）：第3回運営協議会 審議／7月19日（金）：第4回運営協議会 答申案審議
7月26日（金）：会長から市長へ答申書提出

答申内容について（一部抜粋）

審議結果

（1）見直しの必要性

令和7年度から、国民健康保険料の引上げを基本として見直すことは、やむを得ないとの結論に達しました。

（2）国民健康保険料見直しの内容

ア 国民健康保険料率改定の内容

見直しをする国民健康保険料の賦課額は、標準保険料率との乖離幅が一番大きい後期高齢者支援金等賦課額とし、応能、応益の配分については、県算定方式の賦課割合に近づけつつも、低所得者層及び中間所得者層への影響を十分考慮する必要があります。

イ 国民健康保険料率改定の効果

新料率適用後の保険料収入増加額は約3.3億円と見込まれます。当該保険料収入増加額は流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画上、中間見直し年度である令和8年度の赤字繰入想定額約9.6億円の3分の1にあたる約3.2億円と同規模となり、被保険者の負担感を踏まえて、赤字繰入を段階的に解消する視点から許容できます。

（3）附帯意見

ア 物価高騰等の社会経済情勢が厳しい中、保険料の増加はとりわけ低所得者層に負担となることから、国民健康保険制度の財政構造上の問題点を解消すべく、国に財政支援の拡充について要望を上げるなどの積極的な働きかけを行うこと。

また、第2期事業財政健全化計画の中間見直しの際には低所得者層の負担感を考慮し、一般会計から国民健康保険特別会計に対する支援に関しては、減少させる時期や規模について十分検討すること。

イ 国民健康保険財政の支出拡大を防ぐため、医療費適正化などの取組みを継続していくこと。

ウ 保険料の見直しが、一定の自己負担額で高度な医療が受けられる国民健康保険制度を支えるために必要であることを、十分に周知し、被保険者の理解が得られるよう努めること。